

## 9 精神保健

保健所は、地域における公衆衛生の第一線の行政機関として、精神保健諸問題の中心となり、精神科医、精神保健福祉センター、社会福祉関係諸機関、施設との緊密な連絡調整のもとに、精神障害の早期発見、早期治療、経済的問題、社会復帰を援助するため、相談及び指導を積極的に実施し、地域住民の健康保持、向上を図るための諸活動を行っている。

### (1) 自立支援医療費公費負担

精神障害の適正な医療を普及するため、健康保険法の規定による病院、診療所、薬局において、精神障害者が病院及び診療所に入院せずに医療を受ける場合、その医療行為に必要な費用を所得区分に応じて公費で負担する。

< 申請件数 >

年度	申請件数			承認件数
	総数	初回	継続・その他	
15	855 ( 227 )	400 ( 101 )	455 ( 126 )	855 ( 227 )
16	781 ( 213 )	321 ( 97 )	460 ( 116 )	781 ( 213 )
17	913 ( 243 )	262 ( 75 )	651 ( 168 )	913 ( 243 )
18	669 ( 309 )	265 ( 143 )	404 ( 166 )	669 ( 309 )
19	1,967 ( 346 )	273 ( 135 )	1,694 ( 211 )	1,967 ( 346 )

(注) ( ) は精神障害者保健福祉手帳申請者数。  
平成17年度までは通院医療費。平成18年度より自立支援医療費に変更。

### (2) 小児精神障害者入院医療費助成

東京都医療費助成実施要綱に基づき実施されている。

この対象者は、患者が都内に居住し、入院治療を必要とする満18歳未満の者で、精神病院に入院中の者に限られる。

< 申請件数 >

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
6	4	2	1	0

### (3) 医療保護入院

医療保護入院とは、精神保健福祉法第33条並びに第36条の規定により、精神病院の管理者が診断の必要上、後見人、配偶者、親権を行う者、その他の扶養義務者の同意を得て、精神障害の疑いのある者を一時的に入院させる制度である。

医療保護入院の措置をとるには、10日以内に最寄りの保健所長を経由し、都道府県知事に届け出なければならない。

< 届出件数 (法第33・36条) >

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
6	5	4	3	10

#### (4) 警察官通報

警察官は、精神保健福祉法第24条の規定により、その職務を執行するにあたり、精神障害のため、自傷、他害の恐れのある者を発見したときには、直ちに最寄りの保健所長に通報しなければならない。

その通報を受理した保健所長は、速やかに都へ報告しなければならない。

<受 理 件 数>

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
78	51	51	39	53

#### (5) 精神保健福祉相談(心の健康相談)

専門医師により、面接、往診等を実施している。(予約制)

実人数 86人

<相談内容>

(延人数)

区分	老人精神 保 健	社会復帰	アルコール	薬 物	思春期	心の健康 づ くり	その他	計
	13	7	4	4	4	11	68	111

#### (6) 所内相談・電話相談・文書等による相談

保健師による相談を随時行なっている。

実人数 943人

<相談内容>

(延人数)

区分	老人精神 保 健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康 づ くり	その他	計
面接	9	220	5	5	1	7	231	478
電話	55	608	37	8	7	42	585	1342
文書	4	153	4	0	1	7	20	189
関係機 関連絡	51	711	14	11	1	35	574	1397

(合計数についてはP.105 ア.家庭訪問等の件数の再掲)

#### (7) 訪問指導

精神障害者およびその家族に対して、医療・社会復帰・日常生活等について指導を行う。精神障害者の多くは服薬の自己管理が困難であったり、社会性に乏しく家に閉じこもりがちであったりする。また、家族の力にも限界があり、専門家による継続的な支援が必要とされる。

実人数 338人

<相談内容>

(延人数)

区分	老人精神 保 健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康 づ くり	その他	計
	45	224	0	0	0	2	287	558

(合計数についてはP.105 ア.家庭訪問等の件数の再掲)

( 8 ) 精神障害者社会復帰相談事業 ( デイケア )

目的：回復途上にある精神障害者を対象に、集団及び個別に生活指導を行い、社会生活の適応力を高めることを目的としている ( 週 2 回 )。

経緯：昭和 6 3 年に事業を開始し、平成 1 3 年 1 0 月より週 3 回実施し、平成 1 8 年 4 月からは週 2 回の実施となる。

年度	実施状況			年度末の利用状況				終了の内訳					
	回数	実人数	延人数	終了	中途退所	見学のみのみ	継続	就労	学校	作業所等	自宅療養 ( 安定者 )	自宅療養 ( 不安定者 )	他
H15	150	41	1,365	3	0	12	26	2	0	0	1	-	-
H16	149	43	1,529	4	1	10	28	0	1	1	2	-	-
H17	109	55	1,263	15	-	11	29	1	0	5	7	1	1
H18	99	38	1,304	8	-	6	24	0	0	3	1	4	0
H19	97	36	1,138	14	-	2	20	0	0	6	3	1	4

家族との懇談会：通所者の家族らがそれぞれの体験を話し合い、交流しながら互いに学習し合う場としている。( 年 3 回、延べ参加者：16 人 )

( 9 ) 精神障害者社会復帰施設等に対する支援

精神障害者が、病院等における治療の結果、病状が安定した後、社会復帰のために必要な訓練を行う場を精神障害者社会復帰施設という。

入所決定時及び通所中は、地区担当保健師が通所者に対して、スムーズに訓練を受けられるように支援をしている。

区 分	名 称	定 員	現 員	訓 練 内 容 等
共同作業所	耕房“光”	30名	33名	軽作業・レクリエーション
	耕房“輝”	30名	29名	軽作業・レクリエーション
	たいとう倶楽部	20名	28名	軽作業・レクリエーション
	かれん	20名	21名	弁当作り・販売・喫茶接客
グループホーム	チェリーハウス	4名	4名	共同生活の場の提供と日常生活の指導
	第2チェリーハウス	5名	5名	共同生活の場の提供と日常生活の指導
地域生活支援センター	あさがお		134名	日常生活の相談および支援、地域交流等 ( 左記の「現員」は登録者数 )

上記事業は各々台東区の事業運営要綱により実施。地域生活支援センターのみ、平成 18 年 10 月より障害者自立支援法による事業として実施。

#### (10) ホームヘルプサービス

精神障害者が自宅において日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣して必要な便宜を供与する事により、精神障害者の自立と社会復帰を促進し、精神障害者の福祉の増進を図る。

	利用人員	派遣回数	派遣時間	備考
平成16年度	7人	延285回	延465時間	
平成17年度	10人	延448回	延677時間	
平成18年度	13人	延1146回	延1131.5時間	
平成19年度	21人	延1007回	延1140.5時間	

ホームヘルプサービスは、平成18年10月により台東区の運営要綱による事業から、障害者自立支援法による事業として実施。

#### (11) ショートステイ

精神障害者の介護等を行うものの疾病その他の理由により、当該精神障害者が居宅において介護等を受けることが一時的に困難になった場合に、当該精神障害者を精神障害生活訓練施設等に短期入所させ、もって、これらの居宅の精神障害者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

	入所実人員	入所延べ人員	入所延べ日数	備考
平成17年度	2名	2名	3日	平成18年3月より開始
平成18年度	1名	1名	3日	平成18年10月より障害者自立支援法による施行
平成19年度	2名	2名	13日	

ショートステイは、平成18年10月により台東区の運営要綱による事業から、障害者自立支援法による事業として実施。